

平成27年9月7日

原子力損害賠償紛争審査会

会長 能見 善久 殿

原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会

委員長 大谷 禎男 殿

要 請 書

福島県双葉郡浪江町

町 長 馬 場 有

要請の趣旨

- 1 原子力損害賠償紛争審査会は、本要請書に記載している浪江町がおかれている厳しい現状と長期避難を強いられている町民の心情を、あらためてご認識いただくよう、被災地の現地調査を実施してください。
- 2 原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の賠償に関する法律18条2項1号によって定められた審査会の和解仲介業務として、浪江町原発ADR集団申立事件に関し、仲介委員が平成26年3月20日に提示した和解案の内容をふまえ、東京電力株式会社が同和解案を受諾するよう適切な措置を講じてください。
- 3 原子力損害賠償紛争審査会は、前項の和解仲介業務を実現するため、原賠法18条2項3号に基づき、浪江町の被災地調査、仮設住宅などの避難地調査などの現地調査を実施してください。
- 4 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会は、原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程6条1項5号に基づき、和解仲介手続に関する重要な事項として、浪江町原発ADR集団申立事件に関し、仲介委員が平成26年3月20日に提示した和解案の内容をふまえ、東京電力株式会社が同和解案を受諾するよう適切な措置を講じてください。

I. はじめに

浪江町及び浪江町民は、福島第一原発事故から4年5か月が経過した現在においても、故郷に帰ることができず、さらには故郷の除染やインフラ復旧、生活環境の整備の遅れなどにより帰還の目途が立たない状況の中、不慣れな土地での長期的な避難生活により、以前よりまして将来不安が増大しています。

浪江町の国直轄除染は、当初計画から大幅に変更となり、平成29年3月末までに完了予定となっています。しかしながら、この計画は避難指示解除準備区域・居住制限区域に限った計画であり、町土の80%を超える帰還困難区域の除染方針は未だ示されていない状況にあります。

浪江町では、帰還困難区域を除く約20%（44km²）の区域において故郷への帰還に向けた当面の拠点整備を計画しているところですが、この区域の中には6km²に及ぶ津波浸水区域（うち、4.95km²が災害危険区域に指定）を有するなど、当面、帰還を前提に拠点整備を行えるのは18%に満たない区域となっています。

町では復興計画の中で、平成29年3月の避難指示の解除を目指し、拠点整備を進めていますが、この限られた区域においても、宅地の除染進捗率は平成27年7月末現在で19%に留まっており、この除染の遅れから道路や上水道などのインフラ復旧が遅れ、拠点整備計画も進まない状況となっています。

さらには、町の基幹産業であった農業においても、その水源として機能していた大柿ダムが帰還困難区域内に所在していることによる、農業用水利の汚染不安、農作物への風評被害への懸念などにより、帰町し営農を再開する意向の農業従事者が少なくなっています。

平成25年4月の区域再編時には、区域再編により復旧・復興の加速化が図られ、平成29年3月には避難指示解除がされることを期待していた町民にとっては、今なお除染すら完了できない状況に閉そく感を抱く方が増えてきています。このことは、毎年実施している町民アンケート結果においても顕著にあらわれており、昨年8月に実施したアンケートでは帰還する（戻りたい）町民が17.6%（前回比1.2ポイント減）、帰還しない（戻らない）町民が48.4%（前回比10.9ポイント増）となっています。

このように、町民の心情や将来不安については、中間指針第四次追補が示された時点からも大きく変化していることから、あらためて被災地の現地調査を実施され、避難者への現状把握によるご審議をお願いします。

II. 要請の理由

第1 浪江町原発ADR集団申立事件の概要

1 浪江町の集団申立

(1) 浪江町は、福島県双葉郡8町村の1つであり、同郡で最大の人口と面積を有する自治体です。49の行政区を設け、町民はそれぞれの行政区で地域に根ざした相互扶助、交流を活発に行い、独自の文化、歴史を継承してきました。

しかし、福島第一原発事故（以下「本件事故」といいます）が発生した際、本件事故に関する情報から隔絶されたことから、申立人らは行政区ごとのまとまった集団避難を行うことができず、避難先は分散し全国各地に及びました。

その後、浪江町は、全域が警戒区域に指定され、申立人らを含む浪江町民全員は、広域に分散したまま避難の継続を余儀なくされました。本件事故発生から4年5か月経った現在でも避難指示解除の見込みは立っていません。

(2) そんな中、浪江町は、平成25年5月29日、浪江町民を代理し、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」といいます）に和解仲介手続の申立てを行いました（浪江町原発ADR集団申立、以下「本件集団申立」といいます）。

申立人数は1万5000人以上であり、本件原発事故時の住民の7割以上が参加しています。

2 本和解案の提示とその内容

(1) 本件集団申立では、仲介委員に浪江町民の被害状況を知ってもらい、その上で適切な判断をしてもらうことに重点を置きました。

まず、浪江町民の被害状況をまとめるため、浪江町民約1万人のアンケートを集計、分析して「浪江町被害実態報告書」を作成し、提出しました。

また、申立直後から、仲介委員に現地調査の実施を求めた結果、平成26年1月31日に、仲介委員による仮設住宅及び浪江町全域の現地調査が実施され

ました。

さらに、福島と東京で口頭審理を行い、申立人らから仲介委員に対し、浪江町民の被害状況を直接訴えました。

(2) 仲介委員は、浪江町と町民の被害状況をふまえて、同年3月20日、本和解案を提示しました。

その内容は、

①申立人全員につき、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料として、平成24年3月11日から平成26年2月末日まで、月額5万円を加算する、

②75歳以上の高齢者につき、日常生活阻害慰謝料として、平成23年3月11日から平成26年2月末日まで、月額3万円を加算する、

というものでした。

本和解案は、浪江町と町民の被害状況を十分に調査し、把握した上でのものであり、その意味で、中間指針後の避難者の置かれた状況を直接に把握してなされた内容で、極めて重い判断であるといえます。

(3) 浪江町としても、本和解案について完全に満足しているわけではありません。

しかし、本和解案の提示を受け、浪江町は、福島県内外で計7回の説明会を実施し、申立人のほぼ全員から本和解案への同意書を受領しました。

また、申立人らのうち75歳以上の高齢者は2500名以上おり、説明会では、高齢者から「本和解案を聞いてよかった。」、「早く解決して欲しい。」という発言もありました。なお、本件集団申立後、平成27年7月末までの間に、申立人らのうち365名、集団申立参加希望者をあわせれば403名が、すでに死亡しています。

そのため、浪江町は、早期解決のため、本和解案を受諾することに決定したのです。

3 東電の本和解案の拒否

これに対し、東電は、平成26年6月25日、本和解案の受諾を拒否する回答をしました。

それ以来、仲介委員は、1年以上かけて、東電に対し本和解案を受諾するよう説得を続けてきましたが、現在も東電の拒否回答は変わっていません。

第2 本和解案の内容が合理的であること

1 はじめに

東電は本和解案の受諾を拒否し続けていますが、本和解案の内容は、以下の浪江町・町民の事情を踏まえた判断であり合理的なものであるといえます。

この浪江町・町民の事情こそが、申立人ら全員における将来不安等増大の事実や、75歳以上の高齢者における日常生活の著しい阻害を招いているといえます。

2 浪江町・町民の事情

(1) 避難の経緯

ア 情報不足による混乱の中の避難

(7) 平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするM9.0の地震が突如発生しました。

同日19時03分、福島第一原子力発電所についての「原子力緊急事態宣言」が発令され、同日20時50分、福島県災害対策本部が福島第一原発から半径2km圏内の住民に対し、避難指示を出しました。

同日21時23分には、内閣総理大臣は、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対し、福島第一原発から半径3km圏内の住民に避難指示を、半径3kmから10km圏内の住民に屋内退避指示を出しました。

しかし、10km圏内にある浪江町は、国や福島県から、避難指示等は一切受けることはありませんでした。

また、浪江町は、東電との間で、『東京電力株式会社福島第一原子力発

電所に係る通報連絡に関する協定書』を締結していたにもかかわらず、東電からは、原子力災害対策特別措置法10条の通報及び同法15条の通報報告はありませんでした。

そのため、浪江町は、正確な情報を得ることができず、同町民に対して、避難や避難の準備を指示することが不可能な状態でした。

- (イ) 翌3月12日午前5時44分、内閣総理大臣は、避難指示の対象区域を、福島第一原発から半径3km圏内から半径10km圏内に拡大しました。

しかし、浪江町は、国や福島県から、避難指示等を一切受けることはなく、東電からの連絡もありませんでした。さらには、福島県原子力センターが浪江町役場に設置した環境放射能テレメータシステムのデータ表示端末は、「調整中」という表示に切り替えられました。

浪江町は、国や福島県からの指示をこれ以上待つことなく、独自に福島第一原発から半径10km圏内の町民の避難を決め、午前6時前には防災無線で10km圏外への退避を指示しました。移動は、町バスや自家用車によって行われました。

- (ウ) 3月12日18時25分には、避難指示が福島第一原発から半径10km圏内から20km圏内に拡大されました。

しかし、浪江町へは、国、福島県、東電のいずれからも連絡はなされませんでした。

浪江町は、テレビで事態を知り、慌てて20km圏内にいる町民への避難指示を出しました。10km圏外で安心していた20km圏内の町民は、突如自宅や避難所から退避しなければなりませんでした。

避難先となった津島地区は、8000人を越える避難者であふれかえる事態となりました。

- (エ) 翌3月13日、町職員が所有していたauの携帯電話2機のみが断続的につながる状態であり、テレビだけが情報源である状態は変わらず、翌14日には福島第一原発3号機が、翌15日には4号機が爆発しました。

- (オ) 3月15日、浪江町は、度重なる原発事故と情報不足による混乱を受け

て、二本松市への全町避難を決定しました。

(カ) 4月22日、浪江町は、政府の指示により、警戒区域及び計画的避難区域に設定され、全域が強制的に避難せざるを得ないこととなりました。

イ 他の被災町との避難経過の比較

他の被災町である大熊町や楢葉町、富岡町では、早期に東電からの連絡通報や社員派遣があり、3月12日の段階で他自治体への避難を決定していました。大熊町では、国交省の用意したバスによりピストン輸送で一斉避難を行いました。

これに対して、浪江町は、上記のように、国からも福島県からも東電からも十分な連絡がなされなかったことから、情報不足の中、独自の判断で段階的に避難を実施せざるを得ず、早い段階で町民全体で一斉に避難をすることができませんでした。町民は、原発事故による焦りと混乱の中、情報不足のため十分な準備もできず、文字通り「着の身着のまま」の避難を強いられたのです。

(2) 避難者が分散していること

ア 避難先の分散

浪江町は、上記のとおり、情報不足の中独自の判断で避難せざるを得なかったことから、町民の一斉避難を行うことができず、避難先は分散し、全国各地に及びました。平成24年11月30日時点で、町民は、46都道府県に分散して避難していました（町民の避難状況（平成24年11月30日現在）：資料①）。

福島県内の避難状況を見ると、浪江町民が最も多く避難している福島市ですら、町民全体の25%前後しか集まっています。富岡町や大熊町では、町民の県内避難者の5割以上がいわき市に集中していますので、浪江町民の避難先が分散していることを顕著に示しているといえます（町村別避難状況表：資料②）。

世帯全員で避難を行うことができなかつた者も多く存在しました。本件事故前の世帯数は7711世帯であったにもかかわらず、本件事故後の平成25年3月14日時点の世帯数は、1万0790世帯となっています（事故による世帯人数の変化：資料③）。

平成25年までに建てられた仮設住宅の立地数をみても、大熊町は22箇所（2市）、楢葉町は17箇所（1市1町）、富岡町は15箇所（3市1町1村）、双葉町は11箇所（5市1町）、葛尾町10箇所（1町）であるのに対して、浪江町は、31箇所（5市2町）と多数に及んでいます。

イ 学校の閉鎖・統合・移設、児童・生徒数の減少

避難先が分散したことで、児童・生徒も大きな影響を受けました。

浪江町には、本件事故前は6つの小学校がありました。本件事故後は、6校を統合する形で平成23年8月に再開した浪江小学校二本松仮校舎1校のみとなりました。本件事故前は6校合計で1170人程度いた児童のうち、再開した浪江小学校に通い出したのは、たったの30名でした。平成26年4月に津島小学校が浪江小学校と同じ場所に再開したものの児童は3名でした。その後も、浪江町の小学校に通う児童数は、減少の一途をたどっています（小中学校数・在籍児童数：資料④）。

中学校については、本件事故前は3校ありましたが、本件事故後は、3校を統合する形で平成23年8月に再開した浪江中学校二本松仮校舎1校のみとなりました。本件事故前は3校合計で610人程度いた生徒のうち、再開した浪江中学校に通い始めたのは、たったの33名でした。その後、浪江中学校に通う生徒数も、減少の一途をたどっています（小中学校数・在籍児童数：資料④）。

高校については、本件事故前は県立高校が2校ありましたが、1校はサテライト校で再開した後、福島県内の県立高校の仮設校舎に移設され、もう1校も福島県内の県立高校の仮設校舎に移設されています。やはり両校とも、本件事故前の在籍予定者数よりも、本件事故後の生徒数は激減し、平成28

年度には休校となることが決定しています（高校在籍数：資料⑤）。

ウ 小括

このように、浪江町民は、避難先が分散した結果、これまで一緒に住んでいた家族や、近くに住んでいた知人、友人、親戚などとばらばらになりました。そのため、多くの町民は、孤独で不安な避難生活を強いられました。

(3) 帰還の見通しが立てられないこと

ア 浪江町は帰還困難区域の範囲が広いこと

平成25年4月1日の区域見直しにより、浪江町は総面積の80.4%が帰還困難区域となりました。これは、被災町村全体の帰還困難区域面積の53.4%にあたる広さです。

他方、浪江町では、避難指示解除準備区域と居住制限区域の面積から、津波被災による災害危険区域の面積を除いた居住可能区域の面積は、総面積の17.4%しかありません。

このように、町の大部分が帰還困難区域として指定されていることで、町民は、浪江町に帰還することに大きな不安を感じてきました。

イ 津波被害・震災被害が大きかったこと

浪江町は、被災町村の中でも、大きな津波被害を受けました。

浪江町の建物用地の津波浸水率は、10%を超えており、被災町村の中でも高い割合です（津波浸水範囲の土地利用別面積について抜粋のうち、「市区町村別の建物用地津波浸水率」：資料⑥）。行方不明者が多数おりましたが初期捜索は許されず、多くの犠牲者を出しました。

また、今回の震災により受けた住家被害数も、近隣被災町村である楢葉町、大熊町、葛尾村と比較すると、群を抜いています（平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1499報）抜粋のうち、「4 被害の状況（2）住家・非住家被害：資料⑦）。

このように、津波や震災による被害が大きかったにもかかわらず、町民は、本件事故により、長期間にわたり荒れた町を復旧することができず、放置せざるを得ませんでした。そのため、町民は、浪江町に帰還する見通しを立てることができず、不安を増大させてきました。

ウ 除染の遅れ

浪江町は、他の被災町村と比べると、本件事故当時の人口が2万1434人、除染対象区域人口も1万8800人と多く、除染対象面積も33km²と突出しています（除染進捗状況：資料⑧）。

このように、浪江町は、除染対象面積が大きいにもかかわらず、平成27年7月末時点での宅地除染の実施率は19%に留まっています。

国は、当初、浪江町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染を平成26年3月末までに行い、発生する土壌等を仮置場に搬入することを目標としていました。しかしながら、目標は達成できず、除染の終了時期は平成29年3月末に延長されました。

町の除染が中々進まず、また、仮置場から中間貯蔵施設への搬出の目途も立たないため、町民は、浪江町に帰還する見通しをいつまでも立てることができず、不安を増大させてきました。

3 「避難生活の長期化に伴う精神的苦痛の増大による慰謝料」について

(1) 本和解案の内容について

仲介委員は、和解案提示理由書において、次のとおり、申立人ら全員に共通する事情として、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大（以下「将来不安等増大」といいます）が認められる旨判断しています。

「…申立人らは、現在においても各避難先での避難生活の継続を余儀なくされ、その期間は既に3年を迎えており、本来暫定的・一時的であるはずの避難生活が長期化している上、期間の目途も立っていない状況である。

かかる状況下では、申立人らは、今後の生活再建や人生設計の見通しを立て

ることが困難であり、自らの将来について不安を増幅させざるを得ない状態に置かれているものと認められる。例えば、進学・転学や就職・転職、結婚・出産、他地域への転居といった人生設計上の重要な選択においても、「今の（避難）生活がいつまで続くのか」、「帰還は（いつ）できるのか」を予測しがたい現状では、決断を下すことが困難であり、その結果として、将来に対する希望や生きがいを見出せなかったり、生活設計が立てられず、不安定な現状の継続を強いられたりして、不安感や・焦燥感、無気力感を募らせている。

また、避難生活の長期化によって、近隣住民や親族等から（程度の差はあれ、避難前と比較すれば）切り離された、いわば孤立状態の継続がもたらされており、さらに、こうした状態の長期の継続によって、仮に避難指示が将来解除されたとしても、元の状態に復することがより困難になりつつあり、そうしたこと自体も申立人らの不安感を増大させているものと認められる。」

(2) 将来不安等増大の事実が認められること

そして、少なくとも平成26年2月末までの時点で、申立人ら全員において将来不安等増大の事実が認められることは、以下の事情及び口頭審理における陳述からも明らかです。

ア 浪江町が「帰還の目途も立っていない状況」であるという事情

(i) 浪江町のうち津島地区は、依然として極めて高い放射線量が計測されており、人の居住に問題が存する可能性が高い状態であること。

(ii) 申立人らの自宅は、荒れ果てており、およそ人が住むに堪える状態ではないこと。

(iii) 浪江町中心地も地震の影響で破壊されたままの状態の家屋が放置されており、復興の目途すら立たない状態であること。

(iv) 浪江町のうち津波被害にあった沿岸部においても、打ち上げられた船舶がそのまま放置され、あたり一面がれき以外何もなく、避難の長期化の結果、その復興作業が全く手つかずの状況が認められること。

なお、上記（i）～（iii）については、現在においてもほぼ同様の状態にあるといえます。

イ 陳述

A：「浪江の自宅で一緒に住んでいれば、お互い助け合いながら生活できたはず」、「寂しい、悲しいことばかりですが、考えるとやっていられないので、普段は考えないようにしています。ですが、自分の老後や家族のことが心配になり、やはり安心して暮らせる普通の生活に戻りたいとの思いは消えません。」

B：「浪江に戻れるかもわからず、今は仕事もなくなってしまう、家を新しく建てることもできません。宙ぶらりんの状態です。」

C：「部落の人達はみんな、本当は自宅に帰りたいと言います。自宅に帰って、それぞれの家を行き来して、野菜を分け合ったりいろいろな話をしたりしたいのです。」、「帰らないとはっきり決めた70歳代の人もあります。ただ、その人は、『浪江には帰りたくても、もう帰れない。自分ももう先が長くないから。』と言って、仕方なく茨城に家を買ったのです。・・・いつ浪江に帰れるかわからないまま茨城のアパートに暮らしていたら、『頭が変になる。』と言っていました。」

D：「やることもなくて、家に籠っていることも多くなりました。」「原発事故でみんなバラバラになってしまい、避難生活が長くなって、そういうつながりも徐々に薄れてきています。」、「次男は50代ですが、・・・まだ小さい子どものこともあり、悩んでいます。」、「私も息子も、これからどういう生活になるか、先が見えません。」、「浪江町に帰れる日が来たとしても、一人では生活もできません。」、「最近、あと4年は仮設にいななければならないという噂を聞いて、それまで生きていられるか不安になっています。」

E：「浪江町にいたときは眠れないことなどなかったのですが、今は、寝るときに『帰るところはどこだべな』、『孫たちに会いたいけど会えないな』、『放射能があるからしょうがないな』などと、考えてもどうしようもない

ことばかりいろいろ考えてしまい、眠れないのです。」

F：「今、私の家族はバラバラになり、私と妻、3人の子どもたちは、さいたま市見沼区の3LDKの賃貸住宅で生活しています。両親はさいたま市桜区のアパートで、私の祖母はさいたま市桜区の叔父の家で、それぞれ生活しています。」「原発事故さえなければ、町職員という安定した仕事を捨てる必要も全くありませんでしたし、将来への見通しを持つこともできていました。私は家族を守るために仕事を止めるという決断をしました。が、この先家族を守っていくのはとても大変なことだと感じています。」「私自身は浪江で生まれ育ったので浪江町に帰りたいという気持ちはあります。町職員でもありましたから、浪江町のために何かをやりたいという気持ちももちろんあります。しかし、娘たちの内部被ばくの検査の結果を見ると、放射線についての情報がよく分からない以上は、浪江町に帰ることはできないと妻からは言われています。私も妻の意見はもっともだと思います。子供たちの健康のことを考えると、もとの生活環境が戻らない限り、浪江町に戻ることはできません」

G：「被曝した地域については除染作業が進められていくようですが、自宅や浪江町の放射線量が、本当に住むことができる状態にまで下がるのか、不安です。除染をしても将来どうなるかわからないという不信感、不安感がありますし、どうなるかわからない状態の場所に娘たちを生かせるといったリスクは到底負えません。」「娘たちは、将来、結婚して、妊娠して、出産して、母親になります。このままでは、娘たちが安心して大人になり、母親になることができません。娘の結婚相手に、被曝したことについて何か言われたらどうしよう、といった不安が頭をよぎります。子の健康を守るのは、親の義務です。今の状態では、娘たちを安心させてあげられることはできません。」

また、東電自身も、平成27年5月20日付回答書及び同年8月21日付回答書並びに同年6月29日の進行協議期日で、申立人ら全員において将来

不安等が増大したという事情があることを認めています。

(3) 小括

それゆえ、仲介委員が本和解案において、申立人ら全員において将来不安等増大の事実を認め、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料を認定したことは、合理的であるといえます。

4 「高齢者の日常生活阻害慰謝料」について

(1) 本和解案の内容

仲介委員は、和解案提示理由書において、申立人らのうち75歳以上の高齢者に「生じた『正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛』が特に大きいことは明らかである」として、日常生活阻害慰謝料につき月額3万円を加算しました。

(2) 高齢者において日常生活阻害が著しいと認められること

そして、75歳以上の高齢者において日常生活阻害が著しいと認められることは、和解案提示理由補充書が記載する以下の事情からも明らかです。

ア 相対的に環境変化への適応が困難であり、正常な日常生活の維持・継続の阻害によって生じる精神的苦痛も相対的に大きいこと。

イ 地域社会への依存の程度が高く、地域社会から切り離されることによって増加する負担も、相対的に高いこと。

ウ 故郷に帰る見込みについて悲観的にならざるを得ない状態にあること。

(3) 小括

それゆえ、仲介委員が本和解案において、75歳以上の高齢者において日常生活阻害が著しいと認め、日常生活阻害慰謝料の増額を認定したことは、合理的であるといえます。

第3 東電の本和解案の受諾拒否が著しく不当であること

1 東電の本和解案の拒否理由が不合理であること

(1) はじめに

東電は、平成26年6月25日、本和解案の受諾を拒否するにあたり、以下の拒否理由をあげていますが、これらはいずれも原賠審及び原紛センターの見解と異なるものであり、不合理なものです。

(2) 拒否理由①「個別事情を考慮していないこと」

東電は、本和解案の拒否理由として、本和解案が個別事情を考慮していないことをあげました。

しかし、仲介委員は、同年8月25日付け和解案提示理由補充書において、本和解案は、「申立人ら各人につき、それぞれ、個別事情として、『避難生活が長期化している』という事実のみならず「帰還の目途も立っていない状況」で避難が長期化することによって申立人ら各人が『今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難』となり、『将来への不安』が『増幅』している事実を認定した上で、これらの申立人らにつき共通して認定された個別事情を考慮し、提案したもの」として、東電の拒否理由を完全に否定しています。

なお、その後、東電は、本和解案が個別事情を考慮していないとの理由をあげなくなり、平成27年5月20日付回答書及び同年8月21日付回答書並びに同年6月29日の進行協議期日では、申立人ら全員において将来不安等が増大したという事情があることを認めるに至っています。

このように、東電の「本和解案が個別事情を考慮していない」との拒否理由が不合理であることは明らかです。

(3) 拒否理由②「中間指針等から乖離していること」

東電は、本和解案の拒否理由として、本和解案が中間指針等から乖離していることをあげました。

しかし、原紛センター総括委員会は、同年8月4日、「東京電力の和解案へ

の対応に対する総括委員会所見」を公表し、「和解仲介手続において仲介委員会が提示する和解案に…中間指針等から乖離したもの…は存しない。」として、東電の拒否理由を完全に否定しています。

また、田中敏文部科学省研究開発局長が同年11月5日の衆議院文部科学委員会で、團藤丈士原子力損害賠償紛争和解仲介室長が平成27年1月28日の原賠審で、いずれも和解案は中間指針等から乖離していない旨の答弁をしています。

なお、その後、東電は、本和解案が中間指針等から乖離しているとの理由をあげなくなっています。

このように、東電の「本和解案が中間指針等から乖離している」との拒否理由が不合理であることは明らかです。

(4) 拒否理由③「中間指針等ですでに評価されていること」

東電は、本和解案の拒否理由として、本和解案が中間指針等ですでに評価されていることをあげました。

しかし、仲介委員は、和解案提示理由書において「避難生活による精神的損害が中間指針等で定める月額10万円ないし12万円では慰謝し尽くされていない」と明言するとともに、和解案提示理由補充書において「中間指針等で評価されているとは言えない」として、東電の拒否理由を完全に否定しています。

また、平成27年6月29日などの進行協議期日においても、仲介委員が東電の拒否理由を明確に否定しています。

このように、東電の「本和解案が中間指針等ですでに評価されている」との拒否理由が不合理であることは明らかです。

2 東電のADR和解案尊重宣言とその違反

東電は、平成26年1月15日に認定された「新・総合事業計画」において、自ら「紛争審査会の定める中間指針第四次追補においては、東電に対して、中間指針で賠償対象と明記されていない損害についても、その趣旨を踏まえ、合

理的かつ柔軟な対応と被害者の方々の心情にも配慮した誠実な対応を求めている。東電としては、かかる中間指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続きを実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重する。」と宣言しました。

しかしながら、東電は、平成26年3月20日に本和解案が提示されてから現在に至るまで、再三にわたって、上記のとおり不合理な理由をあげ、本和解案の受諾を拒否しています。

このような東電の対応は、「原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重する」という「新・総合特別事業計画」における自らの宣言に反するものであり、著しく不当なものと言わざるを得ません。

3 小括

以上のように、東電が本和解案の受諾を拒否した理由は、いずれも原紛センターの総括委員会や仲介委員によって否定されたものであり、原賠審及び原紛センターの見解と異なるものであるから、明らかに不合理です。

それゆえ、東電の本和解案の受諾拒否は、不合理な理由により拒否し続けるものであり、ADR和解案尊重の宣言に自ら違反するものといえ、著しく不当です。

第4 浪江町の現状

1 町民が分散したままであること

(1) はじめに

浪江町民は、現在も、46都道府県に分散して避難している状況です（町民の避難状況（平成27年7月31日現在）：資料⑨）。

福島県内の避難状況についても、依然として、富岡町や大熊町では、町民の県内避難者の5割以上がいわき市に集中しているにもかかわらず、浪江町は、最も多く町民が避難している福島市ですら、町民全体の25%前後しか集まっていない状況です（町村別避難状況表：資料②）。

(2) 地域コミュニティが破壊されたままであること

浪江町には、行政区、消防団、防犯協会、スポーツ団体、伝統文化団体、PTA等、様々な地域コミュニティが存在し、それぞれが暮らしを良くしようと努力していましたが、町民が分散したことから、地域コミュニティのほぼ全てが破壊されたままです。

(3) 再開した学校に児童・生徒が戻らないままであること

町民が分散したことから、再開した学校に児童・生徒が戻ることが叶わず、浪江小学校や浪江中学校の児童・生徒数も減少の一途をたどっているほか、再開していた浪江高校及び浪江高校津島校は、平成28年度末をもって休校となる予定であることも、上述のとおりです。

2 除染が遅れていること（国直轄除染の進捗状況の概要（平成27年7月31日時点）等：資料⑩）

他の被災町村では、楢葉町と大熊町は除染実施率100%、葛尾町、川俣町及び双葉町も、平成27年（度）内には終了する予定で進められています。

これに対して、浪江町では、上述のとおり、終了予定時期が平成29年3月末に延長されたものの、中間貯蔵施設の道筋が立たず、除去土壌の行き先が不透明な状態が続いており、予定通りに進捗するか不透明です。

3 インフラが整っていないこと

(1) 医療施設

本件事故前、町内には、病院（「西病院」）が一箇所あり、他に内科、外科、小児科、歯科、耳鼻咽喉科、眼科等の医院が複数ありました。そのほか、町民は、他の診療科目や詳しい診察は、双葉町の厚生病院、大熊町の県立病院、南相馬市の病院等を受診していました。

「西病院」は、本件事故後も、町の基幹医療施設として、町内での再開を視

野に従業員の雇用を継続していました。ところが、今般、就労不能損害の打ち切りがあったことから、この時点で雇用継続は困難となり、全員解雇しました。そのため、復旧の目途は立っていません。

浪江町内にあった他の医院も、既に避難先で再開しているところがあり、避難指示が解除されても医療機関の再開の見込みは不透明です。

(2) 公共交通機関

J R常磐線は、本件事故前は、上りはいわき、東京方面、下りは岩沼、仙台方面をつなぐ町の唯一の鉄道として利用されていました。ところが、本件事故により、いわき～岩沼間の運行が停止されました。

一部運転が再開されていますが、浪江を挟む原ノ町（南相馬市）～竜田（楢葉町）間は、未だ運転が再開されていません。現在、復旧作業が進められており、浪江から下りの運行（原ノ町方面）については、平成29年3月までには運転を再開する予定となっています。ところが、上り方面の浪江～富岡間は、空間線量も高く、運転再開の見通しが立っていません。J R東日本は、夜ノ森（富岡町）～双葉（双葉町）間の試験除染の結果を平成28年3月までにとりまとめ、その結果をもとに、浪江～富岡間の復旧計画を策定することとしています。試験除染の結果がどうなるかわからず、運転再開の見通しは立っていない状態であると言わざるを得ません（以上、J R常磐線（いわき～岩沼）線路被害状況及び運転再開状況等：資料①）。

不通区間については代行バスの運行は開始されているものの町民からは、「電車も通らない町には帰れない」との声が上がっております。上り方面の運転が再開しなければ、町民の活動範囲は狭められてしまいますし、町の活気も戻ってきません。企業誘致活動においても、東京とJ Rでアクセスできないことがマイナスイメージになっています。

(3) 消防署

浪江消防署は、浪江臨時庁舎として平成26年3月に再開し、24時間態勢

で勤務しています。本件事故前は、35名程度の常勤署員がいましたが、現在、30名の署員が配属されているものの、兼務があるため、常勤は8名です。

常勤8名では、火災時の消火活動に十分な体制であるとは言えず、水利の復旧は進まず、河川付近は高線量なこともあり、消防水利の確保も困難です。

町民の火災への不安は大きいにもかかわらず、避難指示解除に向けて、どこまで復旧するかを目途は立っていません。

4 将来不安が増大していること

以上のとおり、浪江町は、本件事故後の情報不足による混乱の中、町民全体で一斉に避難をすることができなかったことから、避難先が分散し、町民がばらばらになりました。

しかも、津波被害・震災被害が大きかったにもかかわらず、長期間に亘り荒れた町を放置せざるを得なかったことや、町の大部分が帰還困難区域と指定されたこと、除染が遅れたことなどにより、町民は、未だに帰還の見通しを立てることができません。

こうした状況で避難が長期化することによって、町民は、他の被災町村に比べても、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることがより困難であり、自らの将来についての不安が増大しています。

5 高齢者における日常生活阻害

以上のとおり、浪江町の高齢者は、浪江町民が他の被災町村に比べても、より帰還の見通しが立てられない状況で、帰還や生活再建のために残された時間との兼ね合いで自らの将来についての不安が増大しており、かつ、地域社会への依存の程度が高く、地域社会から切り離されることによって増加する負担も大きく、より日常生活の阻害が大きいといえます。

IV. 最後に

1 申立人らの陳述書から

- (1) 本要請書の資料として、申立人3名が原賠審及び原紛センターに宛てた陳述書を添付しています（資料⑫～⑭）。

これらの陳述書は、本要請書で述べた深刻な被害を各人が等しく被っていること具体例を述べている他、本件集団申立に参加しようと思った理由（動機）、本和解案とこれを拒絶する東京電力に対する考え、そして原賠審及び原紛センターに対する期待の気持ちを述べています。

- (2) 例えば、申立人〇〇さん（〇〇歳・女性）は、小学生5年生の娘を抱える母親ですが、原発事故からわずか〇〇日前に建て替えたばかりの自宅から福島県外（〇〇）の借り上げ住宅に避難せざるを得ず、安定した職（正社員）も失いました。

〇〇さんは、本和解案並びに原賠審及び原紛センターに対する気持ちとして、「私の家庭も日に日に生活が苦しくなっています。解決が長引けば長引くほど、苦しさは増していく一方です。皆が和解案の成立に期待を寄せています。仲介委員にはこれまでも色々と東京電力を説得していただいていると思いますが、和解案が成立することで皆の生活が少しでも楽になるように、また不安が少しでも和らぐように、さらにご尽力いただきたいと思います。」と述べています。

- (3) また、申立人〇〇さん（59歳・男性）は、浪江町で

〇〇店主ですが、本件事故の約2ヶ月後に長男に〇〇代目を継がせようと色々準備していた矢先に本件事故に遭い、〇〇を閉店せざるを得ず、再開の目途すら立っていません。もちろん、〇〇代目に引き継ぐという話もなくなってしまいました。

〇〇さんの父〇〇さんも本件集団申立の申立人でしたが、本和解案提示後の平成27年〇〇月に亡くなってしまいました（享年87歳）。〇〇さん

は さんの死について、「父の存命中にADRが解決したことを報告して少しでも安心させてあげたかったです。父としても浪江の自宅で一生を終えたいと思っていたでしょうが、それも叶いませんでした。」と述べています。

さんは、東電の長期間にわたる本和解案の不当拒絶により大きな被害を受けた申立人の一人といえます。

(4) そして、申立人 さん(82歳・男性)は、浪江町で生まれ育ち、地元の青年団、野球チーム等の活動を通じて、数多くの浪江町民の友人・知人がいましたが、「仮設住宅では人間関係を作ることが難しいと実感しています。…(中略)…原発事故の被害者という点では同じ立場ですが、それまで長年住んでいたところを突然奪われ、一箇所にまとめられた人にとって、新しく人間関係を築くことの難しさをこの年になって実感しています。」と避難後の人間関係の構築の難しさについて述べています。

また、ADRに参加した理由として、「…医療費や仮設住宅から病院への交通費がかなりかかるため、これだけでは生活費で全て消えてしまいます。毎月10万円のお金は避難生活を強いられていることの「慰謝料」として支払われているのに、これがなければ生活ができず、生活以外のことを使うことができないというのは、慰謝料としての意味がないと思います。…(中略)…私たち夫婦の生活だけでいえば、現在の賠償金でどうにかやってやれないことはありません。ですが、現在の賠償金を少しでも増やして、本当の「慰謝料」として、私たち夫婦が生活費以外に使うことのできる賠償金をもらって欲しいと思い、ADRに参加することにしました。もし、自由に使うことのできるお金が入れば、私たち夫婦のためではなく、子どもや孫たちに対して少しでも残してやれると思うのです。」と述べています。

2 原賠審及び原紛センターへ求めること

以上の3名の陳述はほんの一例にすぎません。本件集団申立に参加した浪江町民は1万5000人以上と多数にのぼりますが、性別・年齢・職業・居住地

域を問わず、誰もが人生全般にわたる深刻な被害を受けています。

東電からは現在一人当たり月額10万円の慰謝料が支払われていますが、この金額が、浪江町民が本件事故により被った精神的苦痛を慰謝するには到底足りないものであることは、本書面でも繰り返し指摘したところですし、仲介委員も本和解案で認めているところです。

こうした認識・想いは皆が共有しているからこそ、1万5000人以上の浪江町民が、東電に賠償を求めて立ち上がったのです。

1万5000人以上の浪江町民は、ADRを主催する原紛センターひいては原賠審が、浪江町民の訴えを真摯に受け止め、適切に判断し、解決してくれるものと期待し、また切実に願っています。

原賠審及び原紛センターにおかれては、かかる期待と願いを正面から受け止め、本要請に応えていただきたいと思えます。

以上